

Zoom 経営労働相談のご案内

Zoom 経営労働相談のメリット

Zoom 経営労働相談であれば、日本全国どこにいても経営労働相談を受けることができます。移動時間も交通費もかかりません。特に、次のような場合には、Zoom 経営労働相談が向いていると思います。

- ・ Zoom を普段から使いこなしているのに、実際に会って話すメリットをあまり感じない。
- ・ 普段の相談や事件の打合せを、Zoom でもしてくれる弁護士を探している。
- ・ 忙しいので、移動時間を節約したい。
- ・ 移動の際、新型コロナに感染しないか気になる。
- ・ 地方に会社があるため、東京の法律事務所に出向く負担が重い。

Zoom 経営労働相談の予約

Zoom 相談予約フォーム (<https://www.y-klaw.com/form/zoom>) への入力・送信をお願いします。

相談希望日を踏まえ、Zoom 経営労働相談の日程調整をメールで行います。相談の日時が決まった時点で予約完了です。

相談料の支払い（事前の振込み）

Zoom 経営労働相談の予約が完了しましたら、相談の日時、相談料の振込先口座等を記載したメールを送信します。相談日の前日までに相談料の支払をお願いします。入金を確認でき次第、Zoom 経営労働相談で使用する URL 等をメールでお知らせします。

本日予約した場合の相談料は 5万円（税別） です。予約した Zoom 経営労働相談の時間内であれば、相談時間の長さにかかわらず金額は同じです。

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

Zoom 経営労働相談当日

Zoom 経営労働相談の開始時刻になりましたら、事前にメールでお知らせした URL をクリックして、Zoom 経営労働相談開始です。

相談の録音録画は禁止しています。

免責事項

この Zoom 経営労働相談は、貴社が自己責任で Zoom を利用することを前提に実施しているものです。Zoom の利用方法等に関するアドバイスには応じられません。Zoom のシステム上の理由から情報漏洩等のトラブルがあったとしても、当事務所は責任を負いません。Zoom の利用に不安がある場合は、面談での経営労働相談 (<https://www.y-klaw.com/contactus>) をご利用下さい。

貴社の都合で Zoom 経営労働相談が実施できなかった場合、相談料の返金には応じられません（ご希望の場合は、予約時間内であれば、電話での経営労働相談に応じます。）。

継続的な経営労働相談をご希望の場合

継続的な経営労働相談をご希望の場合は、法律顧問契約の締結をご検討下さい。

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

〒102-0083 東京都千代田区麴町5丁目2番地 K-WINGビル7階